

主眼事項及び着眼点（介護医療院での指定短期入所療養介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則	<p>(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について</p> <p>(4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。</p> <p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</li> </ul> <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</li> </ul>		<p>基準 第3条</p> <p>解釈準用 (第3の1の3 (1))</p> <p>解釈 第2の2</p>	<p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第 1 基本方針	指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	適 ・ 否
第 2 人員に関する基準	(1) 指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者の員数を満たすことをもって、(1)に規定する員数を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否  適 ・ 否
第 3 設備に関する基準	(1) 指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定される介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものを除く。）を有することとしているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第188条第1項及び2項に規定する設備に関する基準を満たすこともって、(1)に規定する設備及び備品を備えているものとみなしているか。	適 ・ 否  適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期入所療養介護計画</li> <li>○ 診療録その他の記録</li> </ul>	<p>法第73条第1項 基準 第141条</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務表により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務表</li> </ul>	<p>基準 第142条第五号  解釈 第2の2(3)</p>	
		<p>基準 第143条第1項 第五号</p> <p>基準 第143条第3項</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第4 運営に関する基準 1 対象者	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護医療院の療養室において指定短期入所療養介護を提供しているか。	適 ・ 否
2 内容及び手続の説明及び同意	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適 ・ 否  同意の確認 有 ・ 無
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適 ・ 否
4 提供拒否の禁止	指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	提供拒否の 有 ・ 無 拒否の理由 ( )
5 サービス提供困難時の対応	指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○ 診療録その他の記録	基準第144条	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。</li> <li>・ 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか。</li> <li>・ 利用者の同意は、どのように得ているか。当該文書については、書面によって確認することが望ましい。 (重要事項の主な項目) ① 運営規程（概要） ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等</li> </ul>	○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書 ○ パンフレット ○ 同意に関する記録	基準第155条 準用（第125条）  解釈準用 （第3の八の3 (1)）	
	○ 居宅介護支援事業者等との連携の記録等	基準第155条 準用（第126条 第2項）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供を拒むことのできる正当な理由 ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難な場合</li> </ul>		基準第155条 準用（第9条）  解釈準用 （第3の一の3 (3)）	
		基準第155条 準用（第10条）	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
6 受給資格等の確認	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。</li> <li>認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る意見のことである。</li> </ul>	○ 短期入所療養介護計画	<p>基準第155条準用(第11条)</p> <p>解釈準用(第3の1の3(5))</p>	
7 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	事例の有無 有 無	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供等の場合は、十分に当該市町村等と連携をとること。</li> <li>通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、必要に応じて援助を行うこと。</li> </ul>		<p>基準第155条準用(第12条)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	適 ・ 否		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス担当者会議等の記録</li> <li>アセスメントシート等</li> <li>看護・介護記録等</li> </ul>	<p>基準第155条準用(第13条)</p>	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は一旦全額利用料を払うこととなるので、事業所においても、現物給付ができるよう必要な援助を行うこと。</li> </ul>		<p>基準第155条準用(第15条)</p>	
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿って作成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画(1)～(3)</li> <li>短期入所療養介護計画</li> <li>サービス提供票</li> </ul>	<p>基準第155条準用(第16条)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために、サービスを提供した際には、提供日、内容、保険給付の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載すること。</li> <li>「その適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</li> </ul>	○ 利用者への交付書面（控）	基準第155条準用（第19条） 解釈準用（第3の一の3（10））	
12 利用料等の受領	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用（法51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>② 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（送迎加算）</p> <p>⑥ 理美容代</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>①費用の徴収有 ・ 無</p> <p>②費用の徴収有 ・ 無</p> <p>③費用の徴収有 ・ 無</p> <p>④費用の徴収有 ・ 無</p> <p>⑤費用の徴収</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた利用者負担額（1割、2割又は3割）の支払いを受けているか。</li> <li>保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めない。</li> </ul> <p>※ ③及び④における厚生労働大臣の定める基準：厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準（平成12年厚生省告示第123号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭台帳の類</li> <li>請求書及び領収証（控）</li> <li>介護給付費請求明細書（控）</li> <li>運営規程</li> <li>利用料金等の説明文書</li> </ul>	<p>基準第145条第1項</p> <p>基準第145条第2項</p> <p>基準第145条第3項</p> <p>解釈第3の九の2（1）②</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
13 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>⑦ 前①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 前①から④に掲げる費用については、別に通知された「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省第419号）によるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、上記①から⑦に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ①から④に掲げる費用に掲げる同意については、文書により得ているか。</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>⑦費用の徴収有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>同意文書有・無</p> <p>領収証の交付有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>償還払い有・無 証明書の交付有・無</p>	<p>⑦の費用の範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年老企第54号）によるものとする。</p> <p>利用者又はその家族に運営規程等費用の額を記載した書類を交付して、わかりやすく説明し、利用者の同意を得ること。</p> <p>利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも月末締めの一括の形でもよいが、領収証は利用者負担金受領の都度に交付すること。</p> <p>消費税の取扱いは適正に行うこと。</p> <p>領収証には次に掲げる費用区分を明確にすること。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分）</p> <p>明細の項目等は利用者によりわかりやすいものとする。</p> <p>償還払いとなる場合、市町村へ保険給付の請求をする上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供すること。</p>	<p>○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書</p> <p>○ 請求書及び領収証(控)</p> <p>○ 請求書及び領収証(控)</p> <p>○ サービス提供証明書(控)</p> <p>○ 居宅サービス計画 ○ 短期入所療養介護計画 ○ 診療録その他の記録 ○ 看護・介護記録</p>	<p>基準 第145条第5項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則 第65条</p> <p>基準第155条 準用(第21条) 解釈準用 (第3の一の3 (12))</p> <p>基準 第146第1項</p> <p>基準 第146第2項 解釈 第3の九の2 (2)①</p>	
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>				

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(3) 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に務めているか。</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、管理者及び各職種に従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p> <p>参加の有無 有 ・ 無</p> <p>委員会の設置 有 ・ 無 改善計画作成 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>○ 居宅サービス計画</p> <p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 看護・介護記録</p>	<p>基準 第146第3項</p> <p>基準 第146第4項</p> <p>平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)</p> <p>平13老発155の 2,3</p> <p>平13老発155の 3,5</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>改善に盛り込むべき内容</p> <p>① 事業所内の推進体制</p> <p>② 介護の提供体制の見直し</p> <p>③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</p> <p>④ 事業所の設備等の改善</p> <p>⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み</p> <p>⑥ 利用者の家族への十分な説明</p> <p>⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p>	
	<p>(7) 指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3つの要件をたしているかどうか「身体拘束廃止委員会」等で検討がなされているか。</p> <p>また、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>また、当該記録は主治医が診療録に行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>記録の有無 有 ・ 無</p>
	<p>(8) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>
15 短期入所療養介護計画の作成	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>
	<p>(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>
	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>
	<p>(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		<p>基準 第146第5項</p> <p>解釈 第3の九の2 (2)②</p>	
	<p>○ カンファレンス・研修録等</p>	<p>基準 第146条第6項</p>	
<p>(短期入所療養介護計画作成の留意点)</p> <p>① 短期入所療養介護計画については介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めること。</p>	<p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 居宅サービス計画</p> <p>○ 医師の指示書</p> <p>○ 診療録その他の記録</p>	<p>基準 第147条</p> <p>解釈 第3の九の2 (3)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
16 診療の方針	<p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p> <p>(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。</p> <p>(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの以外に行っていないか。</p> <p>(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはいないか。</p> <p>(7) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>・ 左記(5)の厚生労働大臣が定める特殊な療法等については、平成12年3月30日厚生省告示第124号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第五に定める療法等（評価療養）」とする。</p> <p>・ 左記(6)の厚生労働大臣が定める医薬品については、平成12年3月30日厚生省告示第125号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第六に定める使用医薬品（薬価基準に収載されている医薬品）」とする。</p>	<p>○ 診療録など</p>	<p>基準第148条</p>	
17 機能訓練	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>・ リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。</p>		<p>基準第149条 解釈 第3の九の2 (5)</p>	
18 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。</p> <p>・ 利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めること。</p> <p>・ 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。</p>	<p>○ 看護・介護記録</p> <p>○ 入浴に関する記録</p> <p>○ 排泄に関する記録</p>	<p>基準 第150条</p> <p>解釈 第3の九の2 (6)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
19 食事の提供	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切なおむつを交換すること。</li> </ul>		基準 第150条第5項	
	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対して、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適 ・ 否				
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	有 ・ 無				
	(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。	適 ・ 否				
(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。</li> <li>② 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにしておくこと。</li> <li>③ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</li> <li>④ 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者が自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業所自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託すること。</li> <li>⑤ 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要である。</li> <li>⑥ 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要がある。</li> <li>⑦ 食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 献立表</li> <li>○ 嗜好に関する調査記録</li> <li>○ 検食簿</li> <li>○ 食事せん</li> <li>○ 業務委託契約書（業務委託している場合）</li> </ul>	基準 第151条  解釈 第3の九の2 (7)		

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めているか。	レクリエーション行事有・無  適・否
21 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次の①、②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否
22 管理者の責務	(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に、短期入所療養介護の運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否  適・否
23 運営規程	指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の送迎の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○ 行事の記録等	基準第152条	
・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。		基準第155条準用(第26条)  解釈準用(第3の一の3(15))	
・ 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該指定短期入所療養介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。	○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿 ○ 組織図等	基準第155条準用(第52条)	
※「運営規程」とは、事業運営についての重要事項に関する規程をいう。	○ 運営規程	基準第153条	
・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。変更があった場合、変更届を提出すること。 ・ 利用定員に空床利用型の定員は含めない。 ・ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 ・ 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 ・ 左記⑧の「その他運営に関する重要事項」にあつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。		解釈第3の九の2(8)  基準第153条(第1項第七号)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>24 勤務体制の確保等</p>	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業員によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業員以外による提供が可能である。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 その際、当該短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>〈従業員の職種、員数及び職務の内容〉 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第142条（指定短期入所療養介護従業者等の員数）において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法を指す内容であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護事業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</li> <li>調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。</li> </ul> <p>[認知症介護に係る基礎的な研修]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。</li> <li>介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。</li> <li>新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業員（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</li> <li>指定短期入所療養介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係の資格を有さない全ての従業員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務計画（予定）表</li> <li>勤務表</li> <li>辞令又は雇用計画書</li> <li>勤務表（兼務事業所も含む。）</li> <li>職員の研修の記録</li> </ul>	<p>解釈準用 （第3の一の3の(19)①）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の(19)⑤）</p> <p>基準第155条準用 （第101条）</p> <p>基準第155条準用 （第101条第3項）</p> <p>解釈準用 （第3の六の3(5)③）</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、適切な指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※1 「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。</p> <p>※2 「パワーハラスメント指針」とは、「事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>[当該義務付けの対象とならない者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者→看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。</li> <li>事業主には、職場におけるハラスメント（※1）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。</li> <li>セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</li> </ul> <p>〈事業者が講ずべき措置の具体的内容〉（指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）</li> <li>「パワーハラスメント指針」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号）</li> </ul> <p>（留意事項）</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p>		<p>基準第155条 準用 （第101条第4項）</p> <p>解釈準用 （第3の六の3（5）④）</p> <p>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>25 業務継続計画の策定等</p>	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>〈事業主が講じることが望ましい取組について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、</li> <li>②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</li> <li>③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。</li> </ol> </li> <li>・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。</li> <li>・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。</li> <li>・ 指定短期入所療養介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定短期入所療養介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。</li> <li>・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</li> <li>・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</li> </ul>		<p>基準第155条 準用（第30条の2）</p> <p>解釈 第3の九の2（9）</p> <p>解釈準用（第3の六の3（6））</p>	<p>※厚生労働省ホームページ参照（<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。）</li> <li>【業務継続計画の記載項目等】</li> <li>イ 感染症に係る業務継続計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</li> <li>b 初動対応</li> <li>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</li> </ul> </li> <li>ロ 災害に係る業務継続計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</li> <li>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</li> <li>c 他施設及び地域との連携</li> </ul> </li> <li>・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。</li> <li>・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 （参照）</li> <li>・ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」</li> <li>・ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」</li> <li>【研修の内容】</li> <li>・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。</li> <li>・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</li> <li>・ 研修の実施内容についても記録すること。</li> <li>・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</li> </ul>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
26 定員の遵守	<p>指定短期入所療養介護事業者は、右に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>定員超過 有・無 減算の事例 有・無</p>	<p>【訓練（シミュレーション）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。</li> <li>・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</li> <li>・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</li> </ul> <p>・ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>○ 診療録その他の記録</p>	<p>基準第154条第四号</p>	
27 非常災害対策	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。</p> <p>「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>・ 鹿児島県条例により定められているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。</li> <li>② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業員に見やすいように掲示すること。</li> <li>③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。</li> </ol> <p>[訓練の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定短期入所生活介護事業者が(1)に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする</li> </ul>	<p>○ 消防計画 ○ 訓練の記録 など</p>	<p>基準第155条準用（第103条）</p> <p>解釈準用（第3の六の3(7)）</p> <p>基準第155条準用（第103条第2項）</p> <p>解釈準用第3の六の3(7)②</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
28 衛生管理等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 ( 年 月 日 )</li> <li>・ 検査結果(以下に○を付す) 不検出 (10CFU/100ml未満) 検 出 (10CFU/100ml以上)</li> <li>・ 検出された場合、その対応は適切か。</li> <li>・ 検査未実施の場合 検査予定 ( 年 月頃)</li> </ul> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行うこと。（水道法、水道法施行規則、水道法施行令）</li> <li>・ 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施すること。（H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知）</li> <li>・ 調理及び配膳の伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うこと。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行うこと。</li> </ul> <p>① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</li> <li>・ 経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。）</li> </ul> <p>イ 感染症対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。</li> <li>・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。</li> <li>・ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</li> <li>・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受水槽清掃記録簿</li> <li>○ 水質検査書</li> <li>○ 医薬品等管理簿</li> <li>○ 感染予防に関するマニュアル等</li> <li>○ 感染予防に関する職員研修記録等</li> <li>○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表</li> <li>○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票</li> </ul>	<p>基準第155条準用（第118条）</p> <p>解釈 第3の九の2（11）</p> <p>解釈 第3の九の2(11)</p> <p>解釈準用 （第3の六の3（8））</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>② 当該指定短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>・ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。</p> <p>・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>（参照） 「介護現場における感染対策の手引き」</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>・ 短期入所療養介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。</p> <p>・ 研修の実施内容についても記録すること。</p> <p>・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
29 掲 示	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該短期入所療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。</p> <p>・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>・ 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致していること。</p> <p>※重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程の概要、</li> <li>・ 訪問介護員等の勤務体制</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 苦情処理の体制</li> <li>・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</li> </ul> <p>・ 次に掲げる点に留意すること。</p> <p>イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。</p>		<p>基準第155条 準用(第32条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (24))</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
30 秘密保持等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。</li> <li>従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との就業規則に盛り込むなど雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととする。</li> <li>個人情報介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定短期入所療養介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</li> </ul>	<p>○ 秘密保持に関する就業時の取り決め</p> <p>○ 利用者の同意に関する記録</p>	<p>基準第155条 準用(第33条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(25))</p>	
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>適 ・ 否</p>			<p>基準第155条 準用(第35条)</p>	
32 苦情処理	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>市町村の調査等 有 ・ 無 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示等すること。</li> <li>指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</li> <li>保険者である市町村についても、国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行うことができる。</li> </ul>	<p>○ 苦情処理に関する記録等</p>	<p>基準第155条 準用(第36条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(28))</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
33 地域等との連携	(5) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有・無 適・否
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
34 地域との連携	指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	交流の有無 有・無
35 事故発生時の対応	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否
36 虐待の防止	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	指定短期入所療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。</li> </ul>		基準第155条 準用(第139条)	
<p>〈留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ指定短期入所療養介護事業者が定めておくことが望ましい。</li> <li>② 指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</li> <li>③ 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</li> <li>○ 事故に関する記録</li> </ul>	基準第155条 準用(第37条)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。</li> <li>・ 虐待の未然防止 指定短期入所療養介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</li> </ul>		基準第155条 準用 (第37条の2)	
		解釈 第3の九の2 (12)	
		解釈準用 (第3の一の3(31))	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>① 当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>・虐待等の早期発見 指定短期入所療養事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</p> <p>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>・経過措置（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。）</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者を含む幅広い職種で構成する。</li> <li>・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。</li> <li>・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</li> <li>・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</li> <li>・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</li> <li>・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</li> <li>・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</li> <li>・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</li> </ul>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>② 当該指定短期入所療養介護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>
	<p>③ 当該指定短期入所療養介護事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉                      ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。                      イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事                      ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する事                      ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事                      ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事                      ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事                      ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事                      ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事</p> <p>②虐待の防止のための指針                      「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。                      イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方                      ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項                      ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針                      ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針                      ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項                      ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項                      ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項                      チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項                      リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③虐待の防止のための従業者に対する研修                      ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	適 ・ 否	<p>・ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>・ 研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>・ 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <p>・ 指定短期入所療養介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。</p> <p>・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>			
37 会計の区分	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	適 ・ 否	<p>・ 「介護保険の給付対象事業における会計の分について」（平成13年3月28日老振発第18号）参照。</p>		基準第155条 準用（第38条）	
38 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	適 ・ 否	<p>・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。</p>		基準 第154条の2	
	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 短期入所療養介護計画</p> <p>② 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 基準第146条5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	適 ・ 否	<p>・ (2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p> <p>・ 指定短期入所療養介護の提供に関する記録には、診療録が含まれているものであること。</p> <p>・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。</p>	<p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 基準省令第26条に係る市町村への通知に係る記録</p>	<p>基準 第154条の2 第2項</p> <p>解釈 第3の九の2 (13)</p>	



主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定短期入所療養介護の事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>③ [電磁的方法による締結] 利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>④ その他、左記(2)において電磁的方法によることができるとされているものは、上記①から③までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名） ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。） エ 事業所が①：介護老人保健施設、②：介護療養型医療施設、③：療養病床を有する病院又は診療所、④：②③に該当しない診療所、⑤介護医療院のいずれの適用を受けるものかの別 オ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要 カ 当該申請に係る事業を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。）における入院患者又は入所者の定員（当該事業所が老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合には、入院患者の推定数を含む。） キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ク 運営規程</p>	<p>○ 変更届受理通知</p>	<p>法第75条第1項施行規則 第131条第1項第九号</p> <p>法第75条第2項</p>	